

**エボラ出血熱の発生／拡大に対する地域的対応に関する
第9回東アジア首脳会議共同声明／宣言
ネーピードー、2014年11月13日**

我々、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国、オーストラリア連邦、中華人民共和国、インド共和国、日本、大韓民国、ニュージーランド、ロシア連邦、アメリカ合衆国の国家元首及び行政府の長は、2014年11月13日にミャンマー・ネーピードーで開催された第9回東アジア首脳会議の機会に、

2013年にバンダルスリブガワンで開催された第8回東アジア首脳会議において、健康は人々の基本的権利であること、そして様々な保健に関するニーズに対応し、より広い世界的な保健問題や流行病を含む保健問題に対応するために協力可能な分野を探求することによって人々の保健の成果を改善することの重要性を認識したことを想起し、

エボラ出血熱の感染拡大は重大な死及び疾病をもたらし、また、西アフリカ、特にリベリア、ギニア、シエラレオネ等の医療システムに大きな負担となっていることを深く憂慮し、

西アフリカにおける「空前の規模」でのエボラ出血熱の感染拡大は国際的な平和と安全に対する脅威を構成し、それは緊急の行動とより大きな国内的、地域的及び国際的な協調を必要とするものであることを同じく憂慮し、

エボラ出血熱の感染拡大に対する迅速な対応のための強固な国際的な連帯の現れである保健及び人道救援活動従事者の継続的な貢献と関与を賞賛し、

2014年9月18日に採択され、即時の行動と被害国家の孤立の終焉を要請した国連決議2177（2014）、及びリベリアの情勢に関する2014年9月15日に採択された国連安全保障理事会決議2176（2014）を想起し、

病気の国際的拡大からの防護のための主要な国際的ツールである国際保健規則の変わらぬ重要性を強調し、また、加盟国に対し、とりわけ国際保健規則（2005）に基づき要求される能力の構築、強化、維持と、そのために必要な資源の動員を要請した国際保健規則の改定に関する決議 WHA58.3 を想起し、

(i) 予防、(ii) 制御、(iii) 看病、(iv) 管理、(v) 監視及び(vi) 伝染病、新興・再興感染症及び世界的流行病の影響に対する適時の対応に対する包括的かつ統合されたアプローチを通じ、地域的な準備と能力を拡大するため、2014年8月に採択されたEAS開発イニシアティブに関するプノンペン宣言の実施のための行動計画（2014－2015）に対する責任を確認し、

ASEAN は現在及び将来の世代の利益のための持続可能な開発を確保し、人々の安寧と生活の福祉を ASEAN 共同体構築の中心に据えることを決意するという ASEAN 憲章に明記された責任を想起し、

伝染病や新興感染症に対する予防、監視及び適時の対応に向けた統合的なアプローチを通じて地域的な準備と能力を呼びかける ASEAN 共同体2009－2015の一部を成す、2009年に採択された ASEAN 社会文化共同体ブループリントを想起し、

21世紀の無数の複雑かつダイナミックな世界的課題に対し、より協調され、団結し、一貫した方法で対処するための ASEAN による世界的なアウトリーチを明らかにするものとして、グローバルな諸国民の共同体の中での ASEAN 共同体に関するバリ宣言（バリ第3宣言）を想起し、また新興感染症（EID）の監視、予防、準備及び対処のための ASEAN・EID メカニズムの拡大を求めたバリ第3宣言行動計画2013－2017も想起し、

第12回 ASEAN 保健大臣会合の成果が、「健康的で、思いやりのある、持続可能な ASEAN 共同体」というビジョンへの傾倒を約束し、a) 健康的なライフスタイルの促進、b) 全ての危険や新興の脅威への対処、c) 保健システムと医療へのアクセス強化、及び d) 食品安全の確保に関する4分野から成る任務声明に合意したことを歓迎し、

我々は、以下の方法により、既存の二国間、地域的及び多数国間のチャンネルを通じて、感染拡大に対する国内的及び地域的な対処を強化することをここに宣言する：

1. エボラ危機に対応するための努力を拡大するという我々の政治的傾注を再確認すること；
2. 危機を食い止め、感染者を治療し、必要なサービスを確保し、安定を維持し、そして更なる感染拡大を予防するため、国連エボラ緊急対応ミッション（UNMEER）の創設を全面的に支持すること；

3. エボラ・ウィルスの世界的な伝染を阻止し、同時に更なる国際的な拡大の影響を管理することを目標とする2014年8月28日のWHO エボラ対応ロードマップに対する深刻な注意を呼びかけ、また、感染症の制御、コミュニティの動員及び経済の回復を含む、エボラ出血熱の感染拡大を解決するための12の任務重要行動に留意すること；
4. エボラ被害国政府に対し、迅速な診断と感染が疑われる事案の隔離、処置方法、対応者への有効な医療サービス、信頼でき透明性のある一般啓蒙キャンペーン及びエボラ出血熱への露出を検知し、緩和し、対応するための強化された予防的及び準備的措置を提供するための、国内制度の確立を加速化することを奨励すること；
5. 被害国が、予防と対応のための行動を増強し、エボラ出血熱の感染拡大への対応のための国内的な能力を強化し、将来の感染拡大を予防するための十分な能力を割り当てることを支援すること；
6. 支援の要請に応じ、資金、機材及び人材を含む資源を被害国に供給している政府を賞賛すること；
7. 既に支援を提供している国を含む全ての国に対し、資格と十分な専門的知見を有する野戦病院、そこに配置される医療従事者、エボラ出血熱治療ユニット及び隔離ユニットにおける物資、臨床検査サービス、兵站、運輸及び建設支援能力、空輸その他の航空支援や航空医学サービス及び専門の臨床治療サービスを含む、緊急の資源と支援の提供を要請すること；
8. 被害国における保健従事者や被害国に対して支援を提供する者の不足を緩和するため、全ての関係者に対し、被害国へ可能な限り早急に、技術的知見並びに迅速な診断や国内的及び国際的なレベルでの保健従事者の訓練を含む追加的な医療能力の動員と提供を含め、エボラ出血熱の感染拡大に効果的かつ即時に対応するために協力し、相乗効果を最大化することを要請すること；
9. 専門的知見、教訓やベスト・プラクティスを共有することや、不可欠な資源、物資、協調された支援を被害国に提供することの重要性を認識すること；
10. 地域における更なる感染拡大を予防するための地域的な関与には、以下の方法による包括的アプローチの必要があることを認識すること；

- a. 関係する国連システムの全ての団体が、それぞれに与えられた権限に従ってエボラ出血熱の感染拡大に対処し、可能な範囲で、国内的、地域的、国際的な取組を支援するために、これらの団体との協調された取組を拡大すること、こうした取組の不可欠な要素は、必要に応じて WHO の技術的ガイダンスに従いつつ、新興感染症の発生に対応するための国内的な能力の適切な評価が行われることであることや、新興感染症（EIDs）を含め、保険制度に対するより広範な焦点の一部として、地域的な準備態勢及びリスク軽減戦略を強化することが決定的に重要であることを認識すること；
 - b. 監視及び感染拡大の調査に関する保健能力の向上を通じ、新興感染症の予防と管理並びに世界的流行病への準備に関する協力を強化すること；
 - c. 監視及び感染拡大調査に係る保険能力の向上、及び、EAS 参加国間における効率的なリファーマル・メカニズムを含む、情報の共有と交換を通じ、越境新興感染症の予防及び管理に関する協力を促進すること；
- 1 1. 公衆に対する適切な情報提供と、必要に応じた緊急情報公開や警告の発出により、公衆の認識を向上させること；
 - 1 2. エボラ出血熱感染国を出発又は経由した渡航者のために、空港やその他の入国管理及び国境管理区域において、実効的な健康監視を実施すること；
 - 1 3. 既存の新興感染症準備計画の範囲を拡大し、エボラ出血熱を含むようにすること；
 - 1 4. エボラ出血熱の発生を、周知の防護及び予防措置をもって未然に防ぐこと；
 - 1 5. 接触者追跡や保健検疫に関する EAS 参加国間の協力を強化すること；
 - 1 6. 関係省庁又は当局に対し、本声明の実施をフォローアップし、EAS 外務大臣らに報告することを念頭に、この問題を定期的なレビューの下で進捗を追い、WHO による支援を得つつ、EAS 保健大臣らと密接に協議するよう指示すること。

ネーピードーにおいて、2014年11月13日、第9回東アジア首脳会議において採択した。